

## 「自動車検査員教習実施要領について」の 一部改正について（お知らせ）

四国運輸局長より、標記についての通達が別添のとおりございましたので、お知らせいたします。

これまで、自動車検査員教習受講申込者の資格要件は、整備主任者として教習開始日の前日までに1年以上（一級整備士は6ヶ月以上）の実務経験を有し、かつ、直近の整備主任者研修（法令研修）時に選任されていた者は当該研修を受講していることになっていましたが、令和5年度第1回自動車検査員教習受講申込者から整備主任者としての選任の有無にかかわらず、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していることに要件が見直されます。

但し、整備主任者研修（法令研修）の受講については、令和4年3月31日まで従前の規定が適用されるため、令和4年度第2回自動車検査員教習受講申込者までは従来どおりの規定になりますので、よろしく願いいたします。

問い合わせ窓口

整備振興会 3階指導課 ☎ 087-881-4321

四運技整第85号の2  
令和2年5月25日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局長



「自動車検査員教習実施要領について」の一部改正について

「自動車検査員教習実施要領について」（平成16年3月16日付け四運技整第383号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査員教習実施要領について」(平成16年3月16日付け四運技整第383号) 新旧対照表

新	旧
<p>各運輸支局長 殿</p> <p>四運技整第383号 平成16年3月16日 <u>(最終改正) 四運技整第85号</u> <u>令和2年5月25日</u></p> <p>四国運輸局長</p> <p>自動車検査員教習実施要領について</p> <p>「指定自動車整備事業関係事務処理要領について」(昭和61年11月28日付け四運技整第291号) 第10条に規定する自動車検査員教習については、平成16年度以降、別添「自動車検査員教習実施要領」に基づき実施することとしましたので了解願います。</p> <p>なお、「自動車検査員教習の実施細目について」(平成6年12月16日付け四運技整第264号)は、平成16年3月31日限り廃止します。</p> <p>また、四国自動車整備振興会連合会長に対し、別添のとおり通知したので申し添えます。</p> <p>別添</p> <p>自動車検査員教習実施要領</p> <p>1. 実施回数及び受講人数 ～ 2. 実施計画の公示 略</p> <p>3. 教習受講者の資格要件等 教習の受講申込者は、以下のいずれかであること。</p>	<p>各運輸支局長 殿</p> <p>四運技整第383号 平成16年3月16日 <u>(最終改正) 四運技整第130号</u> <u>令和元年8月19日</u></p> <p>四国運輸局長</p> <p>自動車検査員教習実施要領について</p> <p>「指定自動車整備事業関係事務処理要領について」(昭和61年11月28日付け四運技整第291号) 第10条に規定する自動車検査員教習については、平成16年度以降、別添「自動車検査員教習実施要領」に基づき実施することとしましたので了解願います。</p> <p>なお、「自動車検査員教習の実施細目について」(平成6年12月16日付け四運技整第264号)は、平成16年3月31日限り廃止します。</p> <p>また、四国自動車整備振興会連合会長に対し、別添のとおり通知したので申し添えます。</p> <p>別添</p> <p>自動車検査員教習実施要領</p> <p>1. 実施回数及び受講人数 ～ 2. 実施計画の公示 略</p> <p>3. 教習受講者の資格要件等 教習の受講申込者は、以下のいずれかであること。</p>

(下線部分は改正部分)

新

(1) 道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2の2第1項第7号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日において1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6月以上）の実務の経験を有する者  
なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

(2) ～ (3) 略

4. 教習受講の申込 ～ 8. 教習修了証書及び教習修了証明書 略

附 則（平成23年5月26日 四運技整第5.9号）

本改正規定による自動車検査員再教習は、平成23年7月1日以降に行われた自動車検査員の違反に適用する。

附 則（平成27年1月29日 四運技整第297号）

本改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月25日 四運技整第8.5号）

本改正規定は、改正の日から施行する。

ただし、3.（1）なお書きの規定については、令和4年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

別表1 ～ 別表3 略

旧

(1) 道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格したものを除く。）として教習開始日の前日において1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6月以上）の実務の経験を有する者

なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）時に選任されていた者は当該研修を受講していること。

(2) ～ (3) 略

4. 教習受講の申込 ～ 8. 教習修了証書及び教習修了証明書 略

附 則（平成23年5月26日 四運技整第5.9号）

本改正規定による自動車検査員再教習は、平成23年7月1日以降に行われた自動車検査員の違反に適用する。

附 則（平成27年1月29日 四運技整第297号）

本改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 ～ 別表3 略